

事 務 連 絡
令和2年2月27日

保護者 様

富士宮市教育委員会
富士宮市立大富士小学校長

新型コロナウイルスの感染症拡大防止に関する今後の対応について（通知）

このことについて、児童（生徒）に風邪の症状がみられる場合には、下記のとおり対応願います。

記

1 登校前

風邪の症状がみられる場合、学校に連絡をし、症状が改善されるまで自宅での休養となります。

なお、本日（2月27日）より、学校を休んだ場合、欠席とはならず「出席停止扱い」となります。

2 登校後

児童（生徒）本人から体調不良の申し出があり、風邪の症状がみられる場合には、保護者の方に連絡をし、迎えに来ていただきます。

3 風邪の症状について

風邪の症状とは、発熱やのどの痛み、咳が出るなどの状態とします。

4 その他

（1）出席停止期間は、「症状が改善されるまで」です。

（2）自宅での療養中は、経過をていねいに観察してください。

（3）症状が改善した場合は、学校に連絡をしてから登校してください。